2022年11月号

(2022年11月18日発行)

大阪: 〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail: info@senshu-sr.com HP: https://senshu-sr.com

泉州経営協会 静社労士事務所便り

健康保険被扶養者状況リスト

今年も残り1か月半になりました。そろそろ年末調整の対応を進めている頃と思います。今年は大きな改正もなく、ほっと一安心しております。さて、今回は、健康保険被扶養者状況リストについて紹介していきます。

※過去の事務所便りは、<https://senshu-sr.com/>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆健康保険被扶養者状況リストの目的

健康保険被扶養者状況リストは、協会けんぽから送付される書類で、被扶養者の状況に変更がないかを確認し、保険給付の適正化を図ることを目的としています。例えば、被扶養者を外れるくらい働いている配偶者や、就職したお子さんが扶養のままになっていて健康保険証を使用しますと、保険給付が行われることで協会けんぽの財政負担が増加、その結果として皆さんの保険料の増加につながります。そうならないよう、この確認により未然に防ぐとこができます。

◆健康保険被扶養者状況リストの送付時期、提出期限

健康保険被扶養者状況リストは、令和 4 年は 10 月上旬から 11 月上旬に送付され、同年 11 月 30 日までに協会けんぽへ提出する必要があります。 2 枚複写になっておりますので、「協会提出用」のみ提出してください。

◆健康保険被扶養者状況リストの書き方

リストの被扶養者が被扶養者の要件を満たしているかを、対象の従業員に確認してください。

健康保険被扶養者状況リスト

(協会提出用)

管轄の年金事務所	事業所整理記号 (年金)	事業所記号 協会けんぼ)		
	02-イロハ			

					<i>チェック</i> ☑						
被保険者整理番号	被保険者氏名	被扶養者氏名	被扶養者生年月日	続柄	変	更なし		確認	解除とな		備考
	牧 体 灰 石				_	被保険者と 別居している	海外に在住 している	区分	被扶養者調書兼 異動届を添付	日本年金機構 へ届出済	1HI 45
1	健保 太郎	健保 花子	S56. 12. 12	配偶者				別居	Ø		
1		健保 一郎	H18. 9. 10	子	V			同居			
2	協会 太郎	協会 二郎	\$48. 9. 1	子	V	✓		判定不可			
3	健康 大輔	健康 愛子	S35. 12. 12	配偶者				資格取得		☑	ls.
3		健康 誠	S62. 7. 4	子	X 1%%	****	****	****	*** X	*** × **	確認不要



de	事	業	所	所	在	地	〒345-6789 東京都千代田区 3-4-5
事業	事	業	B	F	名	称	協会けんぽ株式会社
E	事	業	Ė	Ė	氏	名	協会 太郎
ru.	電	î	話	1	F	号	03-0000-0000

■:変更なしか、解除となる各欄か、のいずれかにくしてください。

■:変更なしで、被保険者と別居しているか、海外に在住しているか、に□欄がある場合いずれかに∨してください。

: 備考欄が「確認不要」になっている人は、∨不要です。

□:事業主情報を記載してください。

※確認対象となるのは、令和4年4月1日に18歳以上の人です。ただし、令和4年4月1日以降に被扶養者になった人は確認対象外ですので、最近被扶養者になった人は確認不要です。

◆健康保険被扶養者の要件を満たしているかの確認

①~④全ての要件を満たす必要あります。

① 同居要件:「配偶者、子、孫および兄弟姉妹父母、祖父母などの直系尊属」以外の3親等内の親族は要同居等

- ② 収入要件: 年間収入 130 万円未満(60 歳以上または障害者の場合は、年間収入 180 万円未満) かつ 同居の場合 収入が扶養者(被保険者)の収入の半分未満 別居の場合 収入が扶養者(被保険者)からの仕送り額未満
- ③ 国内居住要件: 国内に住民票があること 等
- ④ 資格重複していないこと:ご自身で健康保険に加入していないこと等

※2022 年 10 月からの社会保険適用拡大により被扶養者ご自身で健康保険に加入するケース、共働きにより年間収入 130 万円以上となるケース等、現在は被扶養者の状況が変わりやすい時代です。詳細は、下記よりご確認ください。協会けんぽ 被扶養者資格の再確認とご提出のお願い 3 ページ目:

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~/media/Files/honbu/cat590/ri_furetto2210.pdf

◆健康保険被扶養者の要件を確認した結果

① 被保険者と別居している被扶養者、海外に在住している被扶養者

同封の被扶養者現況申立書を記入し、被扶養者要件を満たしていることが確認できる下記書類の提出が必要です。 被保険者と別居している被扶養者の場合 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類 (学生は省略可)

海外に在住している被扶養者の場合 海外特例要件に該当していることが確認できる書類 (留学、ボランティア活動等、海外在住の目的に応じて書類が異なりますので、該当する場合は当方へご相談ください。)

日本年金機構 従業員の家族が海外居住の場合の手続き:

https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/hihokensha1/kyojuyoken.html

② 解除となる被扶養者

日本年金機構へ届出済でない場合は、同封の被扶養者調書兼異動届を記入し、解除となる被扶養者の健康保険証の提出が必要です。

※最近被扶養者解除の手続きをした人は、リスト作成時に反映されていないため、リストに氏名が載っていると思います。日本年金機構へ届出済かどうかわからない場合、当方へ手続代行を依頼されている会社様につきましては、お問い合わせ下さい。

◆健康保険被扶養者に関するQ&A

Q1:妻が退職して雇用保険の基本手当(失業手当)を受給していますが、健康保険の扶養になれますか?

A1:基本手当日額が3,612円(※5,001円)以上の場合、年収換算で130万円(※180万円)以上ですので、 基本手当受給中は健康保険の扶養に入れません(※60歳以上または障害者)。基本手当日額は、雇用保険受給資格者証で確認できます。

奥さんが先月に自己都合退職し、受給期間内(退職日の翌日から1年間)に基本手当を受給し終えると仮定すると、 下記になります。

- ・退職日の翌日 ~ ハローワークで求職の申込 ~ 待期期間 ~ 給付制限期間満了日:健康保険の扶養に入れます。
- ・給付制限期間満了日の翌日 ~ 基本手当の受給終了日:健康保険の扶養に入れません。
- ・基本手当の受給終了日の翌日 ~:健康保険の扶養に入れます。
- ※基本手当の受給終了日確認のため、雇用保険受給資格者証に「支給終了」印が押されていることが必要です。

